

「対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」（2017 年 4 月 24 日規制・行政手続見直しワーキング・グループ決定）の進捗状況（2020 年度末時点）

項目	2020 年度 of 取組	2021 年度以降実施予定 of 取組	担当省庁
1. 法人設立・登記関係			
(1) 出資金の払込証明			法務省
➤ 平成 29 年 3 月 17 日付け法務省民事局長通達により、払込証明のために利用できる銀行口座の名称について、設立後の法人の取締役となる者でもよいこととするとともに、発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していない場合には、これらの者以外の者であっても口座名義人として認められることとした。	—		
➤ 会社法で認められる出資金の払込取扱機関の範囲について、邦銀の国内支店、外国銀行の国内支店以外に、邦銀の海外支店が含まれることを、平成 28 年 12 月 20 日付け法務省民事局長通達により明確化し、関係者への周	—		法務省 金融庁

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
知を行った。また、金融庁においては、平成 28 年 10 月から、世界各地で拠点を展開する邦銀（いわゆるメガバンク 3 行）に対して態勢の整備を要請し、各行において態勢の整備が行われた。各行の相談窓口については、平成 29 年 3 月に、JETRO のウェブサイトにも掲載された。			
(2) サイン証明 ➤ 平成 28 年 6 月 28 日付けで法務省民事局長通達を発出し、サイン証明書の取得において、現実的な不都合がないよう、取組を進めている。具体的には、法人設立等の手続におけるサイン証明書の取得について、本人の居住国（居住国における国籍国の領事等）等の第三国における国籍国の官憲によることも可能であると。また、国籍国の法制上の理由等の真にやむを得ない事情から国籍国官憲の発行するサ	—		法務省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
イン証明書を得ることができない場合についての救済措置として、日本の公証人又は居住国の官憲の作成した署名証明書が許容されるなどの運用を行うことを明記した。 ➤ 平成 29 年 2 月 10 日付け法務省民事局長通達により、上記通達を改正し、外国人が来日した際に、法人設立等に必要なサイン証明書を取得できるよう、国籍国や居住国においてサイン証明書の取得が可能であっても、日本における国籍国の領事がサイン証明書を発行していない場合には、日本の公証人によるサイン証明書でよいこととした。あわせて、日本の公証人又は居住国の官憲の作成したサイン証明書が許容される場合について、同日付けの通知により、事例を明示した。	—		法務省
(3) 会社設立に関する通達の情報発			法務省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
信 ➤ 平成 28 年 9 月 28 日に、法務省ウェブサイトにおいて、「商業・法人登記関係の主な通達等」のページを新たに立ち上げ、平成 18 年の会社法施行以降の主な関係通達の全文の掲載を行った。 ➤ 平成 29 年 3 月 21 日に、法務省ウェブサイトにおいて「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」のページを新たに作成し、外国人の方が日本において会社を設立する場合や、会社・法人の役員が海外に居住している場合等の登記手続における取扱いを分かりやすく説明するようにした。	—		法務省
(4) 登記申請書類の翻訳 ➤ 定款認証や内国の株式会社の登記、外国会社の登記等に係る提出書類の日本語への翻訳を省略することができる例を明確化し、平成 29 年 1 月 25 日付で、法務省	—		法務省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
ウェブサイトに掲載した。具体的には、外国会社の株主総会議事録や取締役会議事録のうち日本における登記とは関係のない事項や、外国における登記事項証明書等のうち日本における登記と関係のない部分、各種証明書のうち登記の内容や証明の対象とは関係のない部分等を例として記載した。			
(5) 割サイン手続 ➤ 外国企業や海外在住者が発起人となる場合の定款認証手続等において、割サインによらない対応として、各ページの余白部分に署名をする又はイニシャルを自署する方法が可能であることを明確化し、法務省ウェブサイトに掲載した。	—		法務省
(6) 法人設立後の銀行口座開設 ➤ 金融庁において、メガバンク 3 行に対し、外国企業が設立した内国法人や支店の銀行口座の開設が	—		金融庁

項目	2020 年度 の 取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
円滑に進められるよう、対応できる支店等の集約、情報の共有、事務取扱の徹底等の態勢を早急に整備することについて要請を行った。金融庁からの要請を受け、3行は態勢を整備し、相談窓口を明確化しており、各行の窓口情報は、平成 29 年 3 月に、JETRO のウェブサイト にも掲載された。			
2. 在留資格			
(1) 手続の負担			法務省
➤ 在留資格に関する手続のオンライン化を平成 30 年度より開始すべく、平成 29 年前半を目途に対象とする手続の範囲等オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進める。 ➤ 申請者が手続に要する期間の見通しを立てる参考となるよう、手続期間の実績データの公表を平成 29 年度早期に開始するとともに	➤ 在留申請手続のオンライン化の対象範囲について、2020 年 4 月から、中小企業等に在籍する外国人、加えて、同年 7 月には日本語教育機関や専門学校等に在籍する外国人にも拡大した。 ➤ (対応済み)	➤ 在留申請手続のオンライン化の対象範囲について、2022 年春を目処に所属機関のない在留資格に拡大するとともに、外国人本人からの申請も可能とすることを予定している。(2020 年度補正予算(第 3 号) 額 1,252 百万円)	法務省
			法務省

[illegible]

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
について、成長分野（ＩＴ等）において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材やトップ大学卒業者に対する加算等、評価項目の追加を平成 29 年 4 月から実施し、高度外国人材の受入を促進する。 ➤ 高度外国人材が、我が国への入国後に、本国に残った家族の家事に従事している等の家事使用人を我が国に呼び寄せたいというニーズに対応するため、高度外国人材の帯同する家事使用人の受入れ要件の見直しについて検討を行い、平成 29 年秋を目途に所要の措置を講じる。 ➤ 外国人研究者・技術者等が、出張で来日する際の在留資格の取得に当たって、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る「本邦の公私の機関との契約」の解釈など、必要な情報を平成 29 年夏を目途に周知する。	— —		法務省 法務省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
3. 行政手続のワンストップ化（東京開業ワンストップセンター）			
➤ 東京開業ワンストップセンターにおいて、平成 28 年 12 月 22 日より、申請の窓口で 8 種類全ての手続について、書類作成のアドバイスも受けつつ、受付まで行うことを可能とした。	—		内閣府（地方創生推進事務局）等
➤ あわせて、同日より、登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請を行うことができるように申請用パソコンや I C カードリーダライタ等の環境を整備するとともに、電子申請をサポートする体制を整備した。	—		内閣府（地方創生推進事務局）等
➤ 平成 28 年 12 月 22 日より、東京開業ワンストップセンターで申請を受け付ける在留資格の対象に「技術・人文知識・国際業務」を追加した。	—		内閣府（地方創生推進事務局）等
➤ センターで在留資格関係の申請をできる法人の範囲を、平成 28 年 12 月 22 日より、これまでの法人設立後 6 か月以内から 1 年	—		内閣府（地方創生推進事務局）等

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
以内のものまで拡大したところであるが、さらに、平成 29 年 4 月を目途に法人設立後 3 年以内のものまで、平成 30 年 4 月を目途に法人設立後 5 年以内のものまで拡大する。			
4. 外国語での情報発信・外国企業へのコンサルテーションの充実			
➤ 事業活動と生活に関するニーズの高い情報について、各省庁が外国語での発信を強化する。 ＜取組例＞ ➤ 外国企業等による利用が見込まれる主要な通知書等の情報を英語で作成し、ウェブサイトに掲載した（主要な申告に関連する情報については平成 29 年 6 月に掲載予定。）。また、e-Tax の主な操作マニュアルを英語で作成し、平成 29 年 5 月を目途にウェブサイトに掲載する。 ➤ 社会保険等の手引きを英語で作成し、ウェブサイトに掲載した。 ➤ 内閣府のウェブサイト「INVEST	— — —		財務省(国税庁) 厚生労働省 内閣府

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
JAPAN」を改修し、利便性を高めた。 ➤ 各省庁の対日直接投資総合案内窓口のウェブサイトを英語化する。 ➤ 高度外国人材の受入れに向け、日本語と教科の統合指導(J S L カリキュラム)の実施加速をはじめとした外国人の子供の教育環境の充実等改善されている生活環境、極めてオープンとなった高度外国人材に係る入管制度等について、ハイレベルを含め、在外公館・J E T R O 等と連携しながら国内外に向けて徹底的に P R していく。 ➤ 海外金融事業者による日本拠点開設の動きを促進するため、平成 29 年 4 月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、金融法令の手続等に関する相談の受付を開始したほか、東京都と連携し、法人登記など金融法令以外の	➤ 「高度外国人材活躍推進ポータルサイト "Open for Professionals"」にて出入国管理制度等、関係省庁が保有する関連施策の情報とともに、関係省庁等が実施しているセミナー、留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策を掲載し国内外に幅広く発信した。 https://www.jetro.go.jp/hrportal	➤ 引き続き、「高度外国人材活躍推進ポータルサイト "Open for Professionals"」にて出入国管理制度等、関係省庁が保有する関連施策の情報とともに、関係省庁等が実施しているセミナー、留学生と企業のマッチングイベント等の各種就職促進施策を掲載し国内外に幅広く発信する。 https://www.jetro.go.jp/hrportal	各省庁 経済産業省、文部科学省、法務省、外務省等 金融庁

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
開設手続等に関する相談についても包括的に対応できる体制を整備した。 ➤ JETROは、各省庁の協力を得つつ、規制・行政手続や外国語に関するニーズを収集・集約・分析する機能を高めるとともに、対日投資相談ホットラインの仕組みを活用し、積極的に各省庁に要望や提案を行う。各省庁は誠実に対応・回答する。 ➤ JETROのウェブサイト을各省庁の外国語情報に関するポータルサイトとした ➤ 同ポータルサイトについて、情報の拡充・更新が円滑に進むための体制を整備し、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を継続的に図る。	➤ 引き続き、外国・外資系企業の課題解決に向けたきめ細かなサポートを提供する。 — ➤ JETRO にて対日投資のウェブサイトを改修。外国・外資系企業の関心・目的別にカテゴリを整理し、ユーザーのニーズに合う情報への導線を設計した。	➤ 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を継続的に図る。	各省庁 経済産業省 経済産業省
5. 輸入			
(1) 統計品目番号 (HS コード等) ➤ 平成 29 年度関税改正において、がん具に係る国内細分の統合を	—		財務省等

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
行った。また、衣類に係る国内細分のうち関税率の違いに基づく分類の必要がなく統計把握の必要性の低い国内細分の統廃合について、Tシャツに係る改正を平成 29 年度に実施した（平成 29 年 2 月 28 日財務省告示第 51 号、平成 29 年 4 月 1 日施行）。Tシャツ以外の衣類の国内細分の統廃合について平成 30 年度の実施に向けて検討を行うとともに、衣類以外についても、関係省庁において、削減のための取組を進めていく。 ➤ 品目分類の協議に当たり、英語の資料について必要以上の日本語情報の提供を求めることや不要な質問等により事業者には過度な負担をかけることがないように引き続き徹底する。平成 29 年 1 及び 2 月に開催した各税関担当者を集めた会議において、関税局から指示を行ったところであり、今	—		財務省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
後も、定期的に注意喚起を行い、徹底を図る。 ➤ 税関ウェブサイト上で公表している実行関税率表等(日本語版及び英語版)において、統計品目番号等ごとに対象となる他法令手続や所管省庁等を確認できるよう、平成 29 年 3 月 31 日に、他法令手続の欄を追加し、各所管省庁のウェブサイトを表示するリンクを設定した実行関税率表等(日本語版)を掲載した。4 月中を目途に、英語版も掲載する。 ➤ 品目分類に関する事前教示回答事例を参照するユーザーの利便性向上を図る観点から、ウェブサイト上の事前教示回答例において、事業者の理解が得られた場合等に、事前教示照会物品の写真の掲載を行うこととし、平成 29 年 3 月から掲載を開始した。	— —		財務省 財務省
(2) 日本工業規格 (JIS) ➤ 国際規格の発行後速やかに J I	—		経済産業省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
Sを改定できるよう、日本工業標準調査会の規格審議案ガイドラインを平成 29 年 3 月に改定し、国際標準に対応した J I S を制定する場合には、これまでは国際標準の制定目前でなければ J I S 原案作成委員会における検討ができないとされていたが、国際規格の検討の段階から J I S 原案を作成できるようにした。 ➤ 電気用品安全法に引用される可能性の高いものについては、国際会議において規格制定・改定の議論が開始された段階で、業界団体等に周知し、会議への参画を促すとともに、必要に応じ、早期の段階から J I S に関する検討の着手を促進する。 ➤ 平成 29 年度から、日本工業標準調査会の分野別専門委員会での審議を省略できる特定標準化機関制度の活用強化等により、J I S 審議・制定にかかる時間を短	— —		経済産業省 経済産業省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
縮できるようにした。 ➤ 洗濯表示に関する J I S を国際 整合化した後、この J I S になら った記号を用いるよう義務付け ている繊維製品品質表示規程を 改正し、平成 28 年 12 月 1 日か ら施行した。	—	—	経済産業省 消費者庁
(3) 食品衛生法の規制・手続 ➤ 食器等の規格基準についてのポ ジティブリスト制度の導入に向 けて、「食品用器具及び容器包装 の規制に関する検討会」におい て、食器等の安全性を高めるた めの具体的な仕組みについて検 討を行い、平成 29 年 3 月 17 日 に取りまとめ案を作成し、パブリ ックコメントを行った。今後は、 提出された意見等を踏まえ、5 月 中を目途に最終的な取りまとめ を行うとともに、引き続き、諸外 国の取組も踏まえ、輸出入の共 通のルールとして活用できるよう 国際的な整合性も図りながら、ポ ジ	➤ (対応済み) 平成 30 年 6 月 13 日に「食品衛生法等の一部を改 正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が公布さ れ、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制 度が導入することとされた。この改正法の施行に 関し、「食品衛生法等の一部改正する法律の施行 期日を定める政令」（令和元年制令第 121 号）が 公布され、ポジティブリスト制度の施行日が令和 2 年 6 月 1 日とされた。		厚生労働省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
ティブリスト制度導入に向けた更なる検討を進める。 ➤ 食品衛生法に基づく食器等の検査に必要となるサンプル数の目安や試験成績書に最低限記載すべき事項・留意点などについて、各検疫所における取扱いの実態を改めて確認することなどにより必要な情報を整理した上で、平成 29 年 4 月中を目途に厚生労働省ウェブサイト等で情報提供を行う。	—		厚生労働省
6. その他			
(1) 建設業許可の要件 ➤ 平成 27 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画において、建設業許可基準の見直しに関し、次のように措置することとしている。 ① 5 年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討す	—		国土交通省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
る。【平成 27 年度検討開始、28 年度結論・措置】 ②建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。 【27 年度検討開始】	➤ （対応済み） 令和元年 6 月に成立した建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号。以下「改正法」という。）が、令和 2 年 10 月 1 日より施行された。 これまで建設業の許可の要件の一つとして、建設業者の適正な経営を担保する観点から、「5 年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者」等（以下「経営業務の管理責任者」という。）を役員として配置することを求めていたところ、改正法により当該要件は「建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること」と改められた。 これは、経営能力を一人の能力で担保できる者の設置を求めていた点で、建設業者にとっては厳しい要件であり、新規に当該要件を満たす者の確保が難しくなっていたところ、建設業者の持続可	—	

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	能性を確保し、将来の建設業の担い手を確保する観点から、経営の適正性の要件を一人の者ではなく、会社全体として満たしている場合についても認めるよう要件を拡張したものである。 具体的には、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条において、経營業務の管理責任者を常勤役員として配置する場合のほか、常勤役員等のうち一人が、経營業務に関する二年以上の建設業の役員等としての経験を含む五年以上の建設業の役員等若しくは役員等に次ぐ職制上の地位にある者（建設業の財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者又は経營業務に関する二年以上の建設業の役員等としての経験を含む五年以上の役員等としての経験を有する者のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。※以下の「業務経験」についても同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する		

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	者としてそれぞれ置くものである場合にも、建設業の許可の要件を満たすこととした。 また、近年は建設業者の廃業を防ぎ持続可能性を確保することが課題であり、建設業の経営手法についても、異なる建設業の種類であったとしても、その異なる部分は流通している情報により補足することが十分可能であると考えられることから、今回の許可基準の見直しに合わせ、これまで区別していた許可を受けようとする建設業の経験と許可を受けようとする建設業以外の経験を区別することなく、建設業の経営の経験として一つの経験とすることとした。		
(2) 国外にわたる職業紹介事業に関する申請書類の翻訳 ➤ 事業者の負担をできる限り軽減する観点から、各労働局に提出する書類について、「職業紹介事業の業務運営要領」を改正し、相手先国において職業紹介の実施が認められていることが確認できる部分及び当該部分の日本語訳のみを添付すれば足りることと	—		厚生労働省

項目	2020 年度の取組	2021 年度以降実施予定の取組	担当省庁
し、平成 29 年 1 月 30 日より適用するとともに、各労働局における取扱いの徹底を図った。			
(3) 未承認医療機器の展示 ➤ 未承認医療機器の展示会等への出展の可否について、平成 28 年度に、医療機器関係団体から運用における不明点等を確認するとともに、ルールの特典化や周知方法について検討した。今後、医療機器関係団体から聴取した確認事項を踏まえ、パブリックコメント手続を経た上で、平成 29 年 6 月中を目途に未承認医療機器の展示に関するルールの特典化等を行うための通知を发出する。	—		厚生労働省